

事業主のみなさま、ご存知ですか？



我が国における急速な少子化の進行等の現状にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域や職場における、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法等の一部を改正する法律が、平成20年12月3日に法律第85号として公布され、次世代育成支援対策推進法の一部が改正されました。

改正法のPoint

行動計画の公表及び従業員への周知の義務化 (平成21年4月1日施行)

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、**従業員101人以上の企業は義務** (※101人以上300人以下企業は平成23年3月31日までは努力義務)、**100人以下の企業は努力義務**となります。

	現 行	平成21年 4月1日以降	平成23年 4月1日以降
301人以上企業	規定なし	義務	義務
101人以上 300人以下企業		努力義務	義務
100人以下企業			努力義務

※義務及び努力義務の規定はそれぞれ上欄に掲げる日以降に策定又は変更した行動計画について適用されます。なお、平成21年3月31日までに策定又は変更した行動計画については義務ではありませんが、自ら公表、周知することを妨げるものではありません。

次世代育成支援対策推進法とは？

急速な少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策推進法では、地方公共団体が地域行動計画を策定・公表するとともに、企業においても、従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局にその旨を届け出ることが義務づけられています。

行動計画を策定するメリットは？

行動計画を策定・実施し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定企業になると、**次世代認定マーク(愛称:くるみん)**を商品等につけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保等が期待できます。



次世代認定マーク(愛称:くるみん)



福岡県中小企業団体中央会

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号
福岡県中小企業振興センター9階

TEL: 092-622-8780 FAX: 092-622-6884

HP: www.chuokai-fukuoka.or.jp

E-mail: chuokai@chuokai-fukuoka.or.jp